神奈川県監査委員公表第７号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和６年４月 11 日

神奈川県監査委員　村　上　英　嗣
同　吉　川　知惠子
同　中　家　華　江
同　しきだ　博　昭
同　松　本　　清

１　措置の対象となった監査の結果
令和４年 11 月８日神奈川県監査委員公表第 25 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち企業庁分１か所に係る１事項

２　監査の結果及び講じた措置の内容
企業庁
出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	令和４年９月５日（令和４年５月11日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、城山発電所放水路線（延長約1.3㎞の高圧電線、昭和40年設置）下にある、電柱を設置せず電線の上空占有のみとなっている土地２件について、土地所有者と電線の上空占有に係る契約締結等を行っていなかった。また、電線が上空占有し、かつ、電柱を設置している土地１件について、現状設置している電柱は７本にもかかわらず、電柱６本を内容とした土地賃貸借契約を土地所有者と締結しており、残り１本については契約を締結していなかった。	不適切事項については、上空占有のみとなっている土地２件の契約締結等を行っていなかった件については、借地ごとの管理をしており、城山発電所放水路線の「施設全体」での管理をしてこなかったことによるものであり、１件については、令和４年５月30日に道路占用許可を取得し、もう１件については、同年６月14日に使用貸借契約を締結した。 また、現状設置している電柱本数と異なる土地賃貸借契約を行っていた件については、所属における土地使用の現状と契約締結状況の確認が不十分だったことによるものであり、該当箇所の測量及び上空線の長さの計測を行い、土地所有者の土地使用料の取扱変更に合わせて令和６年１月31日に土地賃貸借の変更契約を締結した。 今後は、このようなことがない

			よう、管理する施設について、複数職員により契約締結状況等を把握することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。